

令和 6 年度

沖縄県立泊高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない学校づくりにむけて～



沖縄県立泊高等学校

〒900-8610 那覇市泊 3 丁目 19 番の 2

電 話 098-868-1237

F A X 098-868-0618

<http://www.tomari-h.open.ed.jp/>

沖縄県立泊高等学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの定義及びいじめについての考え方

1. いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

2. いじめの認知と対応についての考え方

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- (2) 法の対象とするいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう、当該生徒の表情や様子のきめ細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人の主観の確認や周囲の状況などを客観的に確認するなど慎重に進める。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- (4) いじめられた生徒の立場に立つて「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- (5) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

※ 教員がいじめの情報を抱え込んで、学校のいじめ対策組織に報告しないことは、同法違反となり得る。

- (6) 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料（資料①）に例示する。

Ⅱ いじめ未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許さない雰囲気」の醸成

- (1) 授業(スクーリング)の充実
(分かる授業の追求や学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- (2) HR活動の充実
(SHR等における行動観察・アンケートを活用し、生徒理解に努める)
- (3) 規範意識の醸成
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て、居心地のよい学習環境作りに努める)
- (4) 情報モラル教育の充実
(ネット活用モラル等の高揚を図る)
- (5) 人権意識の高揚
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- (6) 部活動の更なる活性化
(集団行動における協調性やチームワーク等を学ぶ)
- (7) 教師の体罰禁止の徹底
(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の模範となる)
- (8) いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた生徒を徹底的に守り通すこと」を生徒・保護者に認識されるようにする。

2. 学校行事等の課外活動を通した「いじめ防止」の意識高揚

- (1) 歓迎球技大会、スポレク祭等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- (2) 生徒(校友会)総会、生徒生活体験発表大会等で自身の意見を発信し、他者の体験を聴く態度を学ぶ。
- (3) 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- (4) エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- (5) サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット活用モラルを高める。
- (6) 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

Ⅲ いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- (1) 学校で行うアンケート及び実態調査等
 - ① 学校評価生徒アンケート
 - ② いじめの実態調査アンケート
- (2) 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - ① いじめや盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時的なアンケート

2. 日常における教職員の生徒観察

- (1) 担任、教科担当、関係職員のそれぞれの視点で生徒を観察する（資料②）。
- (2) 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける（資料②）。
- (3) 生徒の変化に気づいたら、ひとこと声をかけることを心がける。
- (4) 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。
- (5) 報告・通報・情報共有・記録の徹底。
（発見者→教育相談係および年次主任→教頭→いじめ対策組織）
※ 情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

3. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者や関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) P T A総会、三者面談、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」（資料③）の活用等を呼びかける。
- (4) 警察や弁護士会等の関係機関と日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

IV いじめ等への迅速対応

1. いじめ事案への適切な対応の在り方

- (1) 被害者の立場に立って進める。
- (2) 迅速に詳細を確認する。
- (3) いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、**被害者の気持ちを聴き取り、「いじめ」という言葉以外の表現を用いて指導する。**
※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有する。

2. 被害者のケア

- (1) 被害者（知らせた者も含む）の安全を確保する。
- (2) 被害者を徹底的に守り通す。
- (3) 教育相談担当やS Cを中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- (4) 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

3. 被害保護者への対応

- (1) 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- (2) つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに協力・連携体制を整える。

4. 加害者の特定及び指導（支援を含む）

- (1) 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で接する。
- (3) 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気付けるようにすることを目標として指導する。
- (4) 暴力を伴ったいじめは、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い指導する。
- (5) 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。
- (6) カウンセリングや教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要な時は関係機関との連携を行う。

5. いじめをはやし立てる生徒への対応

- (1) 自分の問題として考えさせる。また、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる。さらに、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。
- (2) はやし立てる生徒だけでなく、傍観している生徒もいじめを助長させ、犯罪のほう助罪に問われる可能性があることを理解させるなど、人権教育を踏まえた指導を行う。**

6. 関係機関との連携

- (1) 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。
※ 教育的配慮や被害者の意向を配慮したうえで
- (2) ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策(Tel:866-0110)、法務局などに相談し、書き込みの削除などの支援を依頼する。
- (3) その他、状況に応じて児童相談所や医療機関などに相談を行う。

V いじめの再発防止対策

1. 事後の再発の有無を常に確認

- (1) 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- (2) 拡大年次会等の情報交換において、いじめの被害生徒や加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- (3) 「いじめのない学校」をめざし、学校評価アンケート等において実態把握に努める。
- (4) いじめが「解消している」状態の要件は、以下の2点を満たしていることである。**
 - ① いじめに係る行為がやんでから少なくとも3ヶ月を経過**
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

2. 外部関係機関との連携・相談

- (1) 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- (2) 地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

①連携機関

- 各警察署

- 那覇地方法務局：098-854-7950(代表)

- 中央児童相談署：098-886-2900

- 沖縄県立総合教育センター(教育相談専用ダイヤル)：098-933-7537

②相談窓口

- 24 時間子ども SOS ダイヤル：0120-0-78310

- 子どもの人権 110 番：0120-007-110

- 子ども若者みらい相談プラザ sorae(ソラエ)：098-943-5335

※ いじめに悩んだり心配な友達がいたら、気軽に相談して下さい。通話料は無料です。

VI 校内における委員会(組織)

1. 構成員

(1)校長(委員長)、教頭、各部の構成メンバーによる。

2. 組織の役割

(1)未然防止の取組

(2)いじめの相談・通報を受け付ける窓口(電話相談窓口の周知等を含む)

(3)いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

(4)年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCA サイクル)

(5)教職員の共通理解と意識啓発(校内研修の企画・実施)

(6)生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発(HP 掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知)

(7)定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施

(8)いじめの認定

(9)いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施

(10)重大事態への対応

VII 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

1. 重大事態発生時の報告（教育委員会へ）

（重大事態の意味について）

(1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【相当の期間】

年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、生徒の状況・事由を確認、把握する。

(3) いじめられて重大事態に至ったと、生徒や保護者から申し立てがあったとき

2. 県教育委員会が重大事態の調査主体と判断

(1) 本校が調査主体の場合

(2) 県教育委員会が調査主体の場合

県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力

県教育委員会からの指導・助言

① 重大事態の調査委員会を設置

組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成する。

例：いじめ対策委員会（校内委員会＋外部委員会）

② 事実関係を明確にするための調査を実施

ア. アンケート実施

- 実施前に内容について被害保護者へ承諾を得る。
- アンケート対象は状況に合わせて決定する（クラス、年次、部活動等）。

イ. 面談実施

- 教員、被害本人、加害本人、周囲への生徒、部活動の生徒等
- 生徒への面談は、毎回複数名で聞き取りを行う。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

④ 調査結果を県教育委員会に報告

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

いじめの態様と対応の目安

『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！！

段 階	態 様	学校の対応
PHASE IV (末期段階) 段階 ●深刻な被害 ●被害者に事件化の意志有り	③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。 ②執拗な金銭の強要等がある。 ①治療を要するケガを負わされる。 など ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。 ②PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 ※性的ないたずらについては、ケース会議を開き関係機関と早急に連携を行う。 など	警察へ「通報」
PHASE III (中期・後半期) 段階 ●指導が困難	⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。 ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ④(軽い)ケガを負わされる。 ③窃盗を強要(万引きの見張り役等も含む)される。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える(仲間はずれ、集団による無視など)。 など	警察へ「相談・通報」
PHASE II (中期・前半期) 段階 ●被害のエスカレート ●手口の多様化	⑨金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ⑧写真をネットに勝手に掲載される。 ⑦言葉やネット上での誹謗中傷(冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等)を受ける。 ⑤物をぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 ④物を借りて返さない。金品をたかられる。 ③ケンカを強要される。 ②軽くぶたれたり、けられたりする。 ①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 など	校内規定に準じ、指導・支援を行う
PHASE I (初期段階) 段階 ●軽微ないじめ		

※「発達障がい」「外国人児童生徒」「性同一性障害」「東日本大震災被災者や原発事故避難者」などへ配慮した対応も必要である。

学校における生徒観察の視点

場 面 等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情が暗くうつむきかげん	☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
授 業 中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ☐ 不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けで孤立する ☐ ぼんやり一人でいることが多い ☐ ふざけて質問をする
休 憩 時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人でいることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ☐ 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時 (夜間部給食)	☐ 弁当にイタズラされる ☐ グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ☐ 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	☐ 一人が残ることが多い ☐ 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	☐ 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	☐ 服装の汚れ・破損がある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ☐ 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☐ 乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとしない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☐ 反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☐ 高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☐ 目立つ服装をしってくる
そ の 他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残虐行為をする	☐ 提出物が遅れる ☐ 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしづらなくなった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

沖縄県立泊高等学校

■電話番号：098-868-1237

■FAX番号：098-868-0618

■<http://www.tomari-h.open.ed.jp/>